

洋上風力発電に係る県内港湾活用可能性調査業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

本県では、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに基づき洋上風力発電の設置に向けた取組を促進している。これまで、令和4年度には三重県における再生可能エネルギーのポテンシャル調査を、令和5年度には洋上風力発電に係る港湾整備調査を、令和6年度には洋上風力発電に係る新産業創出の可能性調査・検討を実施している。

近隣の和歌山県沖では洋上風力発電の「準備区域」に指定されているほか、愛知県田原市・豊橋市沖では浮体式洋上風力発電実証事業に選定されている。今後、洋上風力発電の案件形成とあわせて、近隣県において既存港湾の改修等による港湾整備が進む可能性がある。

また、国は洋上風力発電導入促進に向けた港湾のあり方を検討するため、施工手順毎に必要な港湾機能を区分し、基本的な港湾の類型案として、産業集積港（作業船拠点、資機材生産）、基地港湾（設置・組立、大規模修繕、撤去）、O&M港といった整理をしている。

本業務では、このような状況及びこれまでの調査結果を踏まえつつ、国内外における洋上風力発電導入事例（着床式・浮体式）や港湾整備事例、洋上風力発電及び港湾に関する国の検討内容、洋上風力発電の技術動向、県内及び近隣県港湾のポテンシャル等を調査する。その上で、洋上風力発電導入のための港湾活用に関する可能性（基地港湾としての活用だけでなく、基地港湾以外の港湾としての活用や複数港湾の組み合わせ等を含む）を調査し、経済波及効果や費用対効果、リスク等の分析を通じて、本県における港湾活用の選択肢を提示することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

洋上風力発電に係る県内港湾活用可能性調査業務委託

(2) 業務実施期間

契約締結の日から令和8年2月 27日（金）

(3) 契約上限額

27,272,652 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 契約者数

1 者

(5) 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

3 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 共同事業体により参加する場合は、各構成員がア及びイの条件を満たすこと。

また、共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。

同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことができません。

(2) 最優秀提案者が満たすべき資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 共同事業体により参加する場合は、各構成員がア～ウの条件を満たすこと。

オ 業務遂行にあたり連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

4 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）

イ 上記アの添付書類

ウ 共同事業体協定書兼委任状（様式6）

※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。

また、上記様式とともに事業体の組織規程や会則、契約書等の写しを添付してください。

(2) 提出期限

令和7年5月7日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

「17担当部局（問い合わせ先）」に、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

※郵送の場合は必ず到着を確認してください。

5 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）」等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和7年5月20日（火）にすべての参加意思表示者に対して文書により通知します。

6 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、「5(2) 資格審査の結果通知」において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料

企画提案書等は、「洋上風力発電に係る県内港湾活用可能性調査業務委託企画提案書作成要領」に基づいて作成し、提出してください。また、県が令和4年度と令和5年度に行った洋上風力に係る調査概要は別添となりますので、資料作成の参考としてください。

(3) 提出メ切

令和7年5月23日(金)17時まで(必着)

(4) 提出方法

「17担当部局(問い合わせ先)」に、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

なお、郵便等をする場合は一般書留郵便で、「(3) 提出メ切」に到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が「(3) 提出メ切」に確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。また、発送した後に、電話にて「17担当部局(問い合わせ先)」に発送した旨の連絡をしてください。

7 質問の提出及び回答

(1) 質問の受付期間

企画提案コンペに関する質問は、質問書(様式3)により、令和7年4月28日(月)17時までに「17担当部局(問い合わせ先)」に電子メールで提出してください。

なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(2) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることができません。

- ・ 他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・ 積算に関する内容
- ・ 採点に関する内容

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月1日(木)に三重県ウェブサイトに掲載します。電話・メール等での直接回答は行いません。

8 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書等については、別に設置する「洋上風力発電に係る県内港湾活用可能性調査業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、その内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ総合的に評価して最優秀提案者を選定します。

(2) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日

令和7年5月29日(木) ※改めて別途通知します。

イ 場所

三重県庁会議室 ※改めて別途通知します。

ウ 時間

改めて別途通知します。

エ 説明者

3人までとします。

オ その他

プレゼンテーションは事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において事前に書類審査を行い、提案者を5者程度選定したうえで、当該提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(3) 評価項目等

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して採点します。

なお、「イ 企画・提案力」、「ウ 専門性」の項目については、配点を2倍とします。

ア 的確性

- ・提案の内容が、業務の目的に合致しているか。

イ 企画・提案力

- ・三重県の状況や特性をふまえた具体的な提案となっているか。
- ・自社の強みやノウハウを生かした独自性のある提案となっているか。

ウ 専門性

- ・最新の技術動向を踏まえて業務を実施する能力を有しているか。
- ・客観的データを収集し、分析・解析する能力を有しているか。

エ 業務遂行能力

- ・業務を確実に実施できる人員・体制となっているか。
- ・業務委託仕様書「4 業務内容」で示す業務内容に対応できるよう、適切なスケジュールが設定されているか。

オ 経費の妥当性

- ・業務委託仕様書「4 業務内容」が適正に実施され、積算内容(単価や数量)が妥当と考えられ、限られた予算内での効果的、効率的な提案をしているか。

(4) 選定委員会において必要があると判断された場合は、補足資料の提出を求めることがあります。

(5) 審査結果については、令和7年5月30日(金)に各提案者に対して文書により通知する予定です。

9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約方法に関する事項

- (1) 「8 最優秀提案者の選定」により選定された最優秀提案者は、以下の資料を三重県政策企画部企画課が指示した日までに提出してください。
 - ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないことの証明用)」(所管税務署が過去6か月以内に発行したもの(有料))の写し
 - イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業所にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6か月以内に発行したもの(無料))の写し
 - ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 当該業務を履行できると三重県知事が判断した企画提案者であつて、三重県会計規則第65条第3項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした最優秀提案者と契約を締結します。
- (3) 契約条項は、別に示します。
- (4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。

ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除します。
- (5) 契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとします。
- (6) 契約書の作成に要する費用は、全て受注者の負担とします。
- (7) 契約は、三重県政策企画部企画課において行います。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

業務委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

13 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

(1) 企画提案に必要な費用は、企画提案コンペ参加者の負担となります。

(2) 企画提案されたものは、経費見積書の中ですべて実現できるものと判断します。

(3) 提出された全ての書類は返却しません。

(4) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。

(5) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。

17 担当部局(問い合わせ先)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県政策企画部

企画課 政策推進班 担当: 森田、木谷、天春

電話: 059-224-2031 / FAX: 059-224-2069

e-mail: kikakuk@pref.mie.lg.jp